

福井県土地利用基本計画書

令和 6 年 5 月

福 井 県

目 次

前文 土地利用基本計画作成の趣旨	1
1 土地利用の基本方向	2
(1) 県土利用の基本方向	2
(2) 地域類型別の県土利用の基本方向	3
① 都市	3
② 農山漁村	3
③ 自然維持地域	4
(3) 地域別の県土利用の基本方向	4
① 福井・坂井地域	5
② 奥越地域	6
③ 丹南地域	6
④ 嶺南地域	7
(4) 土地利用の原則	9
① 都市地域	9
② 農業地域	10
③ 森林地域	10
④ 自然公園地域	11
⑤ 自然保全地域	11
2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	12
(1) 土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等	12
① 都市地域と農業地域とが重複する地域	12
② 都市地域と森林地域とが重複する地域	12
③ 都市地域と自然公園地域とが重複する地域	12
④ 都市地域と自然保全地域とが重複する地域	13
⑤ 農業地域と森林地域とが重複する地域	13
⑥ 農業地域と自然公園地域とが重複する地域	13
⑦ 農業地域と自然保全地域とが重複する地域	13
⑧ 森林地域と自然公園地域とが重複する地域	14
⑨ 森林地域と自然保全地域とが重複する地域	14
(2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項	14
（参考1）土地利用基本計画図地域区分別面積	15
（参考2）県内地域区分図	18

福井県土地利用基本計画書

前文

土地利用基本計画作成の趣旨

本土地利用基本計画（以下「本基本計画」という。）は、福井県の区域について適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画および福井県計画）を基本として策定した。

本基本計画は、福井県国土利用計画を実現するための土地利用の基本的方向づけ、誘導、調整を示すものであり、国土利用計画法に基づく土地取引規制および遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法に基づく開発行為の規制、その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

1 土地利用の基本方向

(1) 県土利用の基本方向

県土の利用は、県土が現在および将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活および生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的および文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとする。

今後の県土利用に当たっては、福井県国土利用計画に掲げた県土利用の現状と課題を踏まえ、農用地、森林、宅地等の利用区分ごとの土地需要の量的調整を行うとともに、「安全で安心できる県土利用」、「自然と共生する持続可能な県土利用」、「美しくゆとりある県土利用」といった観点を基本として県土利用の質的向上を図るものとする。

① 土地需要の量的調整

都市的土地利用については、土地の高度利用および低・未利用地の有効利用を促進することによりその合理化および効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成を図る。他方、農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、自然循環システムの維持に配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりのある人間環境の場としての役割に配慮して、適正な保存と耕作放棄地等の適切な利用を図る。

また、森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、転換後、再びもとの状態に復元させることが困難であること、生態系をはじめとする自然の様々な循環系に影響を与えること等にかんがみ、慎重な配慮の下で計画的に行う。

② 県土利用の質的向上

ア 安全で安心できる県土利用

県民が安全に安心して暮らせる県土利用を図るため、災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土の利用を基本として、地域に必要な諸機能の適正な配置やバックアップシステムの整備、防災拠点の整備、オープンスペースの確保、電気、ガス、上下水道、通信、交通等のライフラインの多重化、多元化等を進めるとともに、水系の総合的管理、県土面積の4分の3を占め県土の骨格を形成している森林のもつ公益的機能の向上等を図ることにより、地域レベルから県土レベルまでのそれぞれの段階で県土の安全性を総合的に高める。

イ 自然と共生する持続可能な県土利用

自然の健全な物質循環の維持、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮、

生物の多様性が確保された自然の保全・創出とそのネットワーク化等を図ることにより、自然のシステムにかなった県土利用を進める。

ウ 美しくゆとりある県土利用

土地利用の高度化等によるゆとりある都市環境の形成、農山漁村における森林や農地等の緑資源の確保・保全、歴史的風土の保存、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の形成などを進めるとともに、県民の余暇志向や自然とのふれあい志向へ適切に対応していく。

(2) 地域類型別の県土利用の基本方向

① 都市

都市については、ひきつづき市街地面積の拡大が見込まれるが、一方、中心市街地の再活性化が必要となっていることから、都市における環境を安全でゆとりあるものとし、あわせて、経済社会諸活動を取り巻く状況の変化に適切に対応できるよう、計画的な市街地形成を進めるとともに、既成市街地の再構築を図る。

ア 中心市街地をはじめとする既成市街地については、市街地再開発等により都市施設の整備を推進するとともに、低・未利用地の有効利用を促進し、多様な都市機能の集積を図る。

イ 市街化を図るべき区域においては、都市基盤の整備の伴わないスプロール化を抑制しつつ、地域の実情に応じ、道路、下水道、公園緑地等の都市施設を計画的に配置するなど良好な市街地等の整備を進める。

ウ 自然条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用への誘導、諸機能の適正配置、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る。

エ 住居系、商業系、業務系等の多様な機能をバランスよく配置すること、水循環や資源・エネルギー利用の効率化、公共交通機関の利便性向上等に配慮した整備を行うことなどにより、都市活動における環境への負荷が少ない都市の形成を図るとともに、高齢者や障害者に配慮したまちづくりを進める。

オ 森林等の緑地および水辺空間を確保しつつネットワーク化することや、良好な街並景観を形成することなどにより、地域個性を活かした快適な環境の形成を図る。

② 農山漁村

農山漁村については、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、多様な県民のニーズに対応した農林漁業の展開、地域産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応等により総合的に就業機会を確保し、健全な地域社会を築く。このような対応の中で、優良農用地および森林を確保するとともに、

その整備と利用の高度化を図る。また、あわせて、地域資源を活かした緑豊かな生活環境の維持や農林業体験施設などを整備・配置することなどにより、都市との交流を促進する。

- ア 農業の規模拡大が比較的容易な地域にあつては、生産性の向上に重点を置いて、農業生産基盤の整備を進めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の集積を図る。
- イ 農林業等の地理的条件や生産条件が不利な地域にあつては、地域資源の総合的な活用等による地域の活性化のほか、新たな管理主体の形成、都市住民の参加・協力等複合的な手段を通じて低・未利用地の有効利用など県土資源の適切な管理を図る。
- ウ 農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産および生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

③ 自然維持地域

地球環境問題の顕在化等により、自然と共生する持続可能な県土利用が求められるとともに、価値観の多様化による心の豊かさや自然とのふれあいに対する志向が高まっている。

このため、自然環境保全地域などの高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、適正に保全する。

あわせて、県民の日常活動、余暇活動等の様々な場の中で自然と人間の豊かなふれあいを確保するため、適正な管理の下で、自然環境の保全に配慮しつつ、自然体験や自然の仕組みを学習するなど、自然への理解とふれあいの場としての利用を図る。

(3) 地域別の県土利用の基本方向

地域の区分は、福井県における自然的、社会的および経済的諸条件を勘案して、次の4区分とする。

福井・坂井地域	福井市、あわら市、坂井市、吉田郡
奥越地域	大野市、勝山市
丹南地域	鯖江市、越前市、今立郡、南条郡、丹生郡
嶺南地域	敦賀市、小浜市、三方郡、大飯郡、三方上中郡

① 福井・坂井地域

この地域の土地利用については、安全で活力のある快適な都市環境の整備、優良農用地および森林の確保と整備を柱とし、次により対処するものとする。

[平地部]

ア 福井市については、大型商業施設等の郊外立地、中心市街地の人口減少、高齢化率の上昇等により、中心市街地の活力が低下し、空洞化が進行していることから、市街地再開発事業等により中心市街地の再整備および商業の活性化を一体的に推進し、多様な都市機能の集積を誘導し、中心市街地の再活性化を図る。

イ 中心部を含む既成市街地については、オープンスペースの確保等災害に対する安全性を高めるとともに、土地区画整理事業や高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを推進するなど、計画的な再整備を進める。

ウ 郊外の大型商業施設については、周辺の土地利用との調整を図るとともに、地域の景観との調和に配慮する。

エ 散在する低・未利用地の有効利用を促進する。

オ 福井市郊外および周辺市町の市街化を図るべき区域においては、スプロール化の抑制を図りつつ、地域の実情に応じ、道路、下水道、公園緑地等の都市施設を計画的に配置し、良好で快適な環境の形成を図る。

また、高速道路に近いという立地条件を活かしつつ、テクノポート福井を中核とした付加価値の高い産業立地環境の整備を推進する。

カ 農村部については、優良農用地を確保するとともに、生産性の向上に重点を置いて、圃場の効率的利用や大区画化など生産基盤の整備を推進する。

また、経営農地の規模拡大と集団化を図るため、安定的な農業経営を営む者への農用地の集積を促進する。

キ 耕作放棄地等の低・未利用地については、担い手農家への集積や市民農園、農村公園の整備等により有効活用を進めるとともに、耕作放棄地の増加等が特に懸念されている中山間地域等においては、農業生産活動や農地の保全・管理等を支援する直接支払の導入等により多面的機能の確保を図る。

[山地部]

ク 森林の有する木材生産等の経済的機能および水資源のかん養、山地災害防止等公益的機能が高度に発揮されるよう、必要な森林の確保と整備を図る。

なお、都市近郊林については、緑豊かな生活環境維持のため森林環境の整備を図る。

[海岸部]

ケ 自然環境の保護、景観維持および海岸保全に留意しつつ、港湾、漁港の整備および漁村等の居住環境の整備を推進するとともに、海洋性レクリエーション機能の増進を図る。

② 奥越地域

この地域の土地利用については、優良農用地および森林の確保と整備、豊かな自然や地域の歴史的、文化的資源を活かしたレクリエーション等のふれあいの場の形成を柱とし、次により対処するものとする。

[平地部]

ア 大野市、勝山市の中心市街地の活性化を図るとともに、オープンスペースの確保等災害に対する安全性を高め、土地区画整理事業や高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを推進するなど、既成市街地の計画的な再整備を進める。

イ 歴史的な街並み景観の維持や水辺空間の確保など快適でゆとりある都市環境を整備するとともに、中京圏に近いという地域特性を活かし、産業立地環境の整備を推進する。

ウ 農村部については、優良農用地を確保するとともに、生産性の向上に重点を置いて生産基盤の整備を推進する。

また、経営農地の規模拡大と集団化を図るため、安定的な農業経営を営む者への農用地の集積を促進する。

エ 耕作放棄地等の低・未利用地については、担い手農家への集積や市民農園、農村公園の整備等により、有効活用を進めるとともに、耕作放棄地の増加等が特に懸念されている中山間地域等においては、農業生産活動や農地の保全・管理等を支援する直接支払の導入等により多面的機能の確保を図る。

[山地部]

オ 森林の有する木材生産機能とあわせて山地災害防止機能を高めるとともに、自然環境の保全に留意しつつ水源かん養林の確保と保健機能を整備するほか、水資源の開発に努める。

特に、ダム周辺部の森林は水資源のかん養機能が高度に発揮されるよう整備を図る。

カ 中部縦貫自動車道の整備にあわせ、豊かな自然や恐竜化石などの歴史的、文化的資源を活用した観光、スポーツ、レクリエーション地域として整備を進めるとともに、中部圏、首都圏をはじめとした県内外との交流を促進する。

キ 県民の余暇志向や自然とのふれあい志向へ適切に対応していくため、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ、自然体験、学習等の場としての利用を図る。

③ 丹南地域

この地域の土地利用については、安全でゆとりある快適な都市環境の整備、地域の特性を踏まえた産業立地環境の整備、優良農用地および森林の確保と整備を柱とし、次により対処するものとする。

[平地部]

ア 鯖江市、越前市の中心市街地の活性化を図るとともに、オープンスペースの確保等災害に対する安全性を高め、土地区画整理事業や高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを推進するなど、既成市街地の計画的な再整備を進める。

イ 鯖江市、越前市郊外および周辺市町の市街化を図るべき区域においては、スプロール化を抑制しつつ、地域の実情に応じ、道路、下水道、公園緑地等の都市施設を計画的に配置し、良好で快適な環境の形成を進める。

ウ 丹南地方拠点都市地域として、地域の一体的な振興を図るとともに、産業集積を活かしつつ、地域の特性を活かした産業立地環境の整備に努める。

エ 農村部については、優良農用地を確保するとともに、生産性の向上に重点を置いて生産基盤の整備を推進する。

また、経営農地の規模拡大と集団化を図るため、安定的な農業経営を営む者への農用地の集積を促進する。

オ 耕作放棄地等の低・未利用地については、担い手農家への集積や都市と農村の交流を促進するための農業体験交流施設の整備等により、有効活用を進めるとともに、耕作放棄地の増加等が特に懸念されている中山間地域等においては、農業生産活動や農地の保全・管理等を支援する直接支払の導入等により多面的機能の確保を図る。

[山地部]

カ 森林の有する木材生産等の経済的機能および水資源のかん養、山地災害防止等公益的機能が高度に発揮されるよう、必要な森林の確保と整備を図る。

特にダム周辺部の森林は、水資源かん養機能が高度に発揮されるよう整備を図るほか、水資源の開発に努める。

キ 高い価値を有する原生的な自然の地域である檜隈自然環境保全地域の自然環境の保全を図る。

[海岸部]

ク 自然環境の保護、景観維持および海岸保全に留意しつつ漁港の整備および漁村等の居住環境の整備を推進する。

④ 嶺南地域

この地域の土地利用については、優良農用地および森林の確保と整備、地域資源を活かした観光、交流拠点の整備を柱とし、次により対処するものとする。

[平地部]

ア 敦賀市、小浜市の中心市街地の活性化を図るとともに、オープンスペースの確保等災害に対する安全性を高め、土地区画整理事業や高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを推進するなど、既成市街地の計画的な再整備を進める。

イ 地域特性を活かした魅力ある街並の創出や良好で快適な生活環境の整備を推進するとともに、電源立地の特性を最大限に活かした産業立地環境の整備を図る。

ウ 近畿自動車道敦賀線、小浜線電化をはじめとする嶺南地域鉄道などの高速交通体系や環日本海交流の拠点である敦賀港の整備に伴い、予想される地域開発については、調和のとれた開発への誘導に努め、良好な自然環境の保全を図るとともに、豊富な自然や歴史資源、文化とふれあうことのできる観光、交流拠点や物流ネットワークの整備に配慮した土地利用を推進する。

エ 農村部については、優良農用地を確保するとともに、生産性の向上に重点を置いて生産基盤の整備を推進する。

また、経営農地の規模拡大と集団化を図るため、安定的な農業経営を営む者への農用地の集積を促進する。

オ 耕作放棄地等の低・未利用地については、担い手農家への集積や市民農園、農村公園の整備等により、有効活用を進めるとともに、耕作放棄地の増加等が特に懸念されている中山間地域等においては、農業生産活動や農地の保全・管理等を支援する直接支払の導入等により多面的機能の確保を図る。

[山地部]

カ 森林の有する木材生産等の経済的機能および水資源のかん養、山地災害防止等公益的機能が高度に発揮されるよう、必要な森林の確保と整備を図る。

特に、北川、南川他主流河川上流部の森林は、水源かん養林として確保し、機能強化を図る。

キ 高い価値を有する原生的な自然の地域である池河内自然環境保全地域の自然環境の保全を図る。

[海岸部]

ク 自然環境の保護、景観維持および海岸保全に留意しつつ、港湾、漁港の整備および漁村等の居住環境の整備を推進するとともに、海洋性レクリエーション機能の増進を図る。

(4) 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域および自然保全地域の五地域ごとに、1（1）に掲げた「県土利用の基本方向」を踏まえ、それぞれ次の原則に従って適正に行われなければならない。

また、土地利用規制の観点からみて、無秩序な施設立地等の問題が生じる恐れのある地域においても、それぞれ次の原則に従うとともに、地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現に留意して適正な土地利用を図るものとする。

なお、五地域のいずれにも属さない地域においても、当該地域の特性および周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。

① 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、および保全する必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、災害に対する安全性を高め、環境への負荷が少ない都市の形成を図るとともに、ゆとりと潤いのある都市環境を整備する。

そして、良好な都市環境の確保、形成および機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地の整備を推進するとともに、市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）または用途区域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる宅地を計画的に確保・整備することを基本とする。

ア 市街化区域においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該地域内の樹林地、水辺地等良好な自然環境を形成しているもので、都市環境上不可欠なものについては、積極的に保護し、育成していくものとする。

イ 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとする。

ウ 市街化区域および市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、環境および農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。

② 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が食糧供給源として国民の最も基礎的な土地資源であるとともに、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能を有していることにかんがみ、現況農用地は極力その保全を図るとともに、耕作放棄地等の有効利用を図る。

ア 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、土地改良等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに他用途への転用は行わないものとする。

イ 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は調整された計画等を極力尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地、または農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は、後順序に転用されるよう努めるものとし、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域および農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。

③ 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、国土保全、水資源のかん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることにかんがみ、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が最高度に発揮されるようその整備を図るものとする。

ア 保安林（森林法第25条第1項による保安林をいう。以下同じ。）については、国土保全、水資源のかん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることにかんがみ、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わないものとする。

イ 保安林以外の森林地域については、経済的諸機能および公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地またはこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用は避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林が果たしている機能の維持および転用後の利用の妥当性を考慮しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう慎重に土地利用の調整を図る。

④ 自然公園地域

自然公園地域は、すぐれた自然の風景地で、その保護および利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園がすぐれた自然の風景地であり、自然とふれあえる場としての利用に役立つものであることにかんがみ、すぐれた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。

ア 特別保護地区（自然公園法第 14 条第 1 項による特別保護地区をいう。）については、その設定の趣旨に即して、景観の厳正な維持を図るものとする。

イ 特別地域（自然公園法第 13 条第 1 項または第 60 条第 1 項による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致の維持を図るべきものであることにかんがみ、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとする。

ウ その他の自然公園地域においては、都市的利用または農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとする。

⑤ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く県民が、その恵沢を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

ア 特別地区（自然環境保全法第 46 条第 1 項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨にかんがみ、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

イ その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域または自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向を考慮して、1の(2)、(3)に掲げる地域類型別および地域別の県土利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

(1) 土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等

① 都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化区域および用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合
農用地としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域および用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合
土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

② 都市地域と森林地域とが重複する地域

ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域および用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として、都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。

ウ 市街化区域および用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

③ 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 市街化区域および用途地域と自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的利用を図っていくものとする。

イ 市街化区域および用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護および利用を優先するものとする。

ウ 市街化区域および用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

両地域が両立しうるよう調整を図っていくものとする。

④ 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 市街化区域および用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合

自然環境としての保全を優先するものとする。

イ 市街化区域および用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

⑤ 農業地域と森林地域とが重複する地域

ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとする。

イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。

⑥ 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護および利用を優先するものとする。

イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

⑦ 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地区とが重複する場合

自然環境としての保全を優先するものとする。

イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

⑧ 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

⑨ 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項

対象となる五地域の重複の組合せ	特に土地利用の調整が必要と認められる地域	土地利用調整上留意すべき基本的事項
都市地域と農業地域	越前町江波地域	混住化の進行等に伴い土地利用の混在が予想されることから、この地域に集落地域整備法を適用し、住宅地等に係る土地利用転換を計画的に誘導するとともに、農地の集団的な保全・利用を図る。

(参考 1) 土地利用基本計画図地域区分別面積

1 五地域区分の面積

(令和 6 年 5 月 2 8 日現在)

区 分		面 積 (ha)	割 合 (%)
五 地 域	都 市 地 域	9 7, 8 9 4	2 3. 4
	農 業 地 域	8 9, 8 7 5	2 1. 4
	森 林 地 域	3 1 5, 3 5 6	7 5. 3
	自 然 公 園 地 域	6 2, 0 6 5	1 4. 8
	自 然 保 全 地 域	2 5 3	0. 1
計		5 6 5, 4 4 3	1 3 4. 9
白 地 地 域		2, 1 0 0	0. 5
合 計		5 6 7, 5 4 3	1 3 5. 4
県 土 面 積		4 1 9, 0 5 4	1 0 0. 0

- 注：1 各区分の面積は、土地利用基本計画図上で計測した面積値によるものである。
- 2 県土面積は、「全国都道府県市区町村別面積調」（国土交通省国土地理院調）の令和 5 年 10 月 1 日時点の面積値によるものである。

2 五地域の重複状況別面積

(令和6年5月28日現在)

	区 分	面 積 (ha)	割 合 (%)
重 複 の な い 地 域	(都)	18,966	4.5
	(農)	23,715	5.7
	(森)	229,149	54.7
	(公)	3,150	0.8
	(保)	6	0.0
	計	274,986	65.6
重 複 地 域	(都) と (農)	52,148	12.5
	(都) と (森)	21,169	5.1
	(都) と (公)	819	0.2
	(都) と (保)	0	0.0
	(農) と (森)	7,215	1.7
	(農) と (公)	2,654	0.6
	(農) と (保)	13	0.0
	(森) と (公)	52,065	12.4
	(森) と (保)	234	0.1
	(都) と (農) と (森)	2,544	0.6
	(都) と (農) と (公)	397	0.1
	(都) と (農) と (保)	0	0.0
	(都) と (森) と (公)	1,791	0.4
	(都) と (森) と (保)	0	0.0
	(農) と (森) と (公)	1,129	0.3
	(農) と (森) と (保)	0	0.0
	(都) と (農) と (森) と (公)	60	0.0
	(都) と (農) と (森) と (保)	0	0.0
	計	142,238	33.9
白 地 地 域		2,100	0.5
県 土 面 積		419,054	100.0

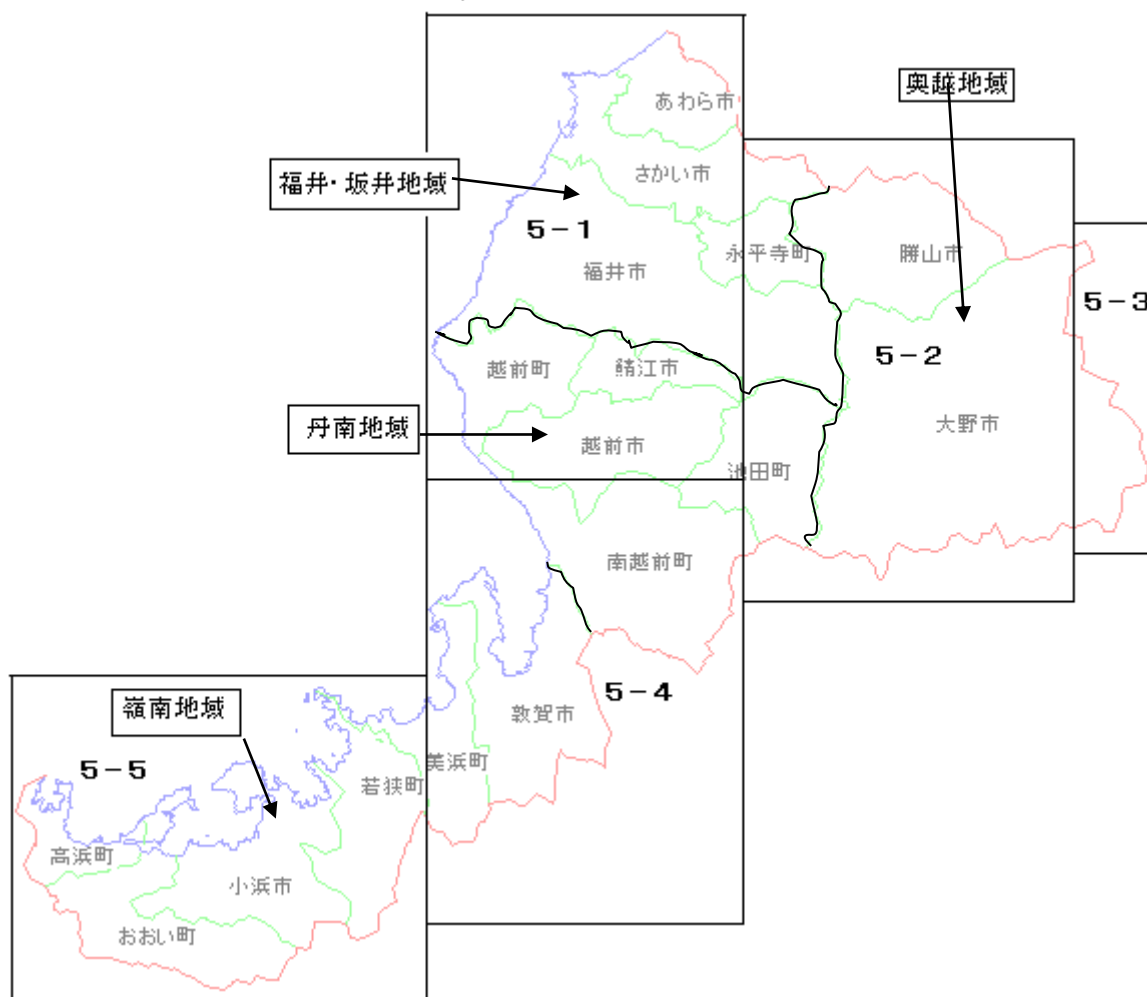
注： (都)は都市地域、(農)は農業地域、(森)は森林地域、(公)は自然公園地域、(保)は自然保全地域を示す。また、各区分の面積は、土地利用基本計画図上で計測した面積値によるものである。

3 参考表示の地域、地区等の面積

地 域 、 地 区 等	面 積 (ha)	備 考
都 市 計 画 区 域	9 7 , 3 5 9	令和5年3月31日
市 街 化 区 域	4 , 8 7 4	〃
市 街 化 調 整 区 域	1 4 , 3 1 5	〃
そ の 他 都 市 計 画 区 域 に お け る 用 途 地 域	1 5 , 2 5 6	〃
農 業 振 興 地 域	9 3 , 5 9 7	令和4年3月31日
農 用 地 区 域	4 3 , 8 5 0	〃
国 有 林	3 9 , 3 0 7	令和4年3月31日
地 域 森 林 計 画 対 象 民 有 林	2 7 2 , 7 6 8	〃
保 安 林 (国有林および地域森林計画対象民有林面積の内数)	1 4 4 , 3 2 0	〃
自 然 公 園 地 域	6 1 , 9 1 2	令和5年3月31日
特 別 保 護 地 区	4 7 , 9 6 3	〃
特 別 地 域 (特別保護地区を除く。)	3 7 9	〃
普 通 地 域	1 3 , 5 7 0	〃
原 生 自 然 環 境 保 全 地 域	0	令和5年3月31日
自 然 環 境 保 全 地 域	2 7 3	令和5年3月31日
特 別 地 区	1 7 0	〃
普 通 地 区	1 0 3	〃

※注：各地域、地区等の面積は、個別規制法担当部局の資料の面積値によるものである。

(参考2) 県内地域区分図



注：「地域別の土地利用の基本方向」の地域区分を図示したものである。